

西区社協発第 492号
令和 5年 1月 18日

各自治会・町内会会長 様

社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会
事務局長 讃井 恵美子

2023年度「にこまち助成金」案内チラシの送付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）推進の取組を行う地域活動を応援する「にこまち助成金」の案内チラシを作成いたしました。

つきましては、お手数ですが、貴自治会・町内会内での情報の共有・提供にご協力のほどお願い申し上げます。

送付物

2023年度「にこまち助成金」案内チラシ 1部

担当：原田・関野

TEL. 045-450-5005

FAX. 045-451-3131

E-mail info@yoko-nishishakyo.jp



にこまち助成金

2023

のご案内

「にこまち助成金」ってなあに？

にこまちプラン（にこやか しあわせ 暮らしのまちプラン/西区地域福祉保健計画）の具体的な推進につながる地域福祉活動を応援するための横浜市の補助金を基にした助成金です。

子育て支援や高齢者の見守り活動など、隣近所とのあたたかい人間関係をつくっていく取り組みを西区全体でもっと広げていくためにつくられました。

■ 対象となる団体

- 主に西区の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体（家族でない5人以上で構成され、団体規約と役員名簿を作成している団体）
- 地区社会福祉協議会、ボランティアグループ、自治会町内会、NPO法人、社会福祉法人など

■ 対象となる事業

『にこまちプラン』を推進し、**地域の生活に関する様々な課題を解決していくための、公益的・社会貢献的な事業**で、以下のA～Cのいずれかに当てはまるもの。

- A まちづくり・・・まちづくり、地域のつながりづくり
- B サービスづくり・・・高齢者、障害者、子どもなどへの直接的な支援活動
- C 担い手づくり・・・新たな地域活動者の発掘・養成、福祉の気持ちの育成・啓発

※既に行っている事業で申請する場合は、「対象を拡大する」「回数を増やす」など、取り組み強化の工夫を加えることを条件とします。

※助成を受けられる事業は1団体1事業です（同じ年度に2つの事業の助成は受けられません）

ただし、以下の団体*で、「にこまちプラン（にこやか しあわせ 暮らしのまちプラン/西区地域福祉保健計画）地区別計画推進のための事業であれば、同時に複数事業での申請をすることができます。

*複数事業申請可能な団体：地区連合町内会、地区社会福祉協議会、にこまちプラン推進を主目的としている団体

■ 申請受付期間

受付時間：平日 9：30～16：30 ☆申請に関するご相談は随時行っております

（1）申請金額が5万円を超える場合は、**年3回**受け付けます

第1回：2023年 2月14日（火）～2月28日（火）
第2回：2023年 5月17日（水）～5月31日（水）
第3回：2023年 9月14日（木）～9月28日（木）

（2）申請金額が5万円以下の場合、**通年で受け付けます**（2023年2月14日～2024年2月末日）

■ 助成対象活動期間

2023年 4月1日～2024年 3月31日



■ 助成年限、助成枠など

助成年限は、5万円以下の区分では3年間、5万円を超える区分では原則5年間ですが、助成金審査委員会で必要性が認められれば延長が可能です。

助成金申請には、一定の自主財源が必要となります。

助成枠（上限）	助成年限	自主財源
～5万円	基本3年間 (必要と認められれば 5年まで延長あり)	事業費総額の10%以上（3年間） 4年目・・・30%以上 5年目・・・50%以上
～50万円	基本5年間 (必要と認められれば 延長あり)	事業費総額の 1年目・・・10%以上 2年目・・・15%以上 3年目・・・20%以上 4年目・・・25%以上 5年目以降・・・30%以上

■ 審査方法

原則「にこまち助成金審査委員会」にて審査します。
申請内容により必要時、審査委員会にご出席いただきます。

助成枠（上限）	審査方法
～5万円	書類審査（事務局）
～50万円	書類審査（審査委員会） ※必要に応じ審査委員会ヒアリング

※新規事業の場合や6年目以降の申請の場合は、審査委員会でのヒアリングが原則必要となります。



《にこまち助成金を活用した活動をご紹介します》

左：C.P. FACTORYさん「大人も子どもも夏休みの自由研究」
右：花音さんの「託児を伴う花と緑のワークショップ」

【にこまち助成金の申請から報告までのながれ】

相談受付 → 申請 → 審査委員会 → 助成金決定通知 → 事業実施 → 事業報告書の提出

ご申請の前に、
どのような活動をお考えかご相談ください。

申請書類を窓口にご持参ください。

5万円を超える申請の場合は、内容により審査委員会に出席いただけます。

所定期間までに手続きいただくと、10日～2週間程度で振込みます。

申請内容に基づき、事業を実施します。

事業実施後1ヶ月以内にご提出ください。

★助成金について、西区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！（別途「にこまち助成金申請のてびき」をお渡しします）

申請・問い合わせ先

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会

〒220-0011

横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

横浜市西区福祉保健活動拠点「フクシア」内

TEL:045-450-5005/FAX:045-451-3131

<http://www.yoko-nishishakyo.jp>

